

府食第 373 号  
令和 5 年 6 月 7 日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価について（回答）

令和 5 年 4 月 13 日付け厚生労働省発食 0413 第 2 号により貴職から食品安全委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 号の規定に基づく器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関する基準の改正については、以下の 1 及び 2 を踏まえると、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、リスク管理機関においては、本基準に沿った適切な運用を通じて、より適切な公衆衛生上必要な措置が行われるよう、事業者を指導・監督すべきである。

1. 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 66 条の 5 第 1 項の改正については、実行性の観点から記録の保存について規定を見直し、別途手引きを作成して事業者への指導を実施するものであること及び販売先への情報提供等のリスク管理上必要な措置を新たに追加するものであること。
2. 食品衛生法施行規則第 66 条の 5 第 2 項の改正については、実行性の観点から、器具又は容器包装の一部を必要に応じて保存することから問題発生時の対応を含む適

正製造管理の取組の内容に関する記録を保存することに変更すること及び販売先への情報の管理といったリスク管理上必要な措置を新たに追加するものであること。なお、器具又は容器包装の一部の保存については、別途手引きを作成して事業者への指導は引き続き実施するとされている。